

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和元年十一月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～036 (略) 037 交換用胃瘻カテーテル (1) (略) (2) 小腸留置型 ① <u>バンパー型</u> 26,500円 ② <u>バルーン型</u> 15,800円 038～111 (略) 112 ペースメーカー (1)～(4) (略) (5) <u>デュアルチャンバ（V型）</u> 792,000円 (6) <u>トリプルチャンバ（I型）</u> ①・② (略) (7) <u>トリプルチャンバ（II型）</u> ①・② (略) (8) <u>トリプルチャンバ（III型）</u> ①・② (略) ③ <u>4極用・自動調整機能付き</u> 1,710,000円 113～199 (略) 200 放射線治療用合成吸収性材料 (1) <u>ハイドロゲル型</u> 196,000円 (2) <u>シート型</u> 516,000円</p>	<p>別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～036 (略) 037 交換用胃瘻カテーテル (1) (略) (2) 小腸留置型 15,800円 (新設) (新設) 038～111 (略) 112 ペースメーカー (1)～(4) (略) (新設) (5) <u>トリプルチャンバ（I型）</u> ①・② (略) (6) <u>トリプルチャンバ（II型）</u> ①・② (略) (7) <u>トリプルチャンバ（III型）</u> ①・② (略) (新設) 113～199 (略) 200 放射線治療用合成吸収性材料 196,000円 (新設) (新設)</p>

201～204 (略)		201～204 (略)
<u>205 経皮的卵円孔開存閉鎖セット</u>	<u>865,000円</u>	(新設)
Ⅲ～Ⅸ (略)		Ⅲ～Ⅸ (略)